

国立大学法人名古屋大学

法人番号：45

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 2 項目別評価 I. 業務運営・財務内容等の状況 (1) 業務運営の改善及び効率化に関する目標</p> <p>【原文】 「【評定】 中期計画の達成に向けて順調に進んでいる (理由) 年度計画の記載7事項全てが「年度計画を上回って実施している」又は「年度計画を十分に実施している」と認められること等を総合的に勘案したことによる。</p> <p>【申立内容】 「I. 業務運営・財務内容等の状況 (1) 業務運営の改善及び効率化に関する目標」における「注目」事項について再考いただき、【修正文案】の通り変更願いたい。</p> <p>【修正文案】 「【評定】 中期計画の達成に向けて順調に進んでいる (理由) 年度計画の記載7事項全てが「年度計画を上回って実施している」又は「年度計画を十分に実施している」と認められるとともに、<u>下記の状況等を総合的に勘案したことによる。</u></p> <p><u>平成29年度の実績のうち、下記の事項について注目される。</u></p> <p>○「名古屋大学ジェンダー・リサーチ・ライブラリ」を開館しジェンダー問題についての知の長期保存、研究、普及及びネット</p>	<p>【対応】 原案のとおりとする。</p> <p>【理由】 「注目すべき点」については、各法人から提出された実績報告書の記述に基づき、各法人の優れた点や強み・特色が発揮されている点が認められ、かつ、成果が確認できる場合等に付すこととしており、申立て理由に記述された取組が位置付けられている「業務運営の改善及び効率化」の観点から、取組及び成果の状況を総合的に勘案しているため。</p>

ワークの拠点を形成

我が国において先例の少ない特色あるライブラリを開館し、和図書11,604冊、洋図書5,062冊にのぼる多数の図書の登録及び名古屋大学ジェンダー・リサーチ・ライブラリ開館記念講演会「女性史の過去と未来」や「水田珠枝文庫」企画展示等を開催することにより、ジェンダー研究関係者等、全国から幅広い世代の参加を得て、ジェンダー研究者に学术交流の機会を提供した。このほか、名古屋大学ジェンダー・リサーチ・ライブラリニュースレター『GRL NEWS』を発刊し、大学内外への送付（126通）、来館者に向けた館内配布により、同ライブラリの事業を広く発信し、ジェンダー研究に関わる他機関とのネットワーク構築を進めるなどライブラリを活用してジェンダー学を通じたジェンダー研究の普及等を行った。

【理由】

「名古屋大学ジェンダー・リサーチ・ライブラリ」は、ジェンダーに係る理念及び施設の運営と活用に関する、篤志家及び公益財団法人との数年間にわたる協議の中で、本学の男女共同参画における高い実績を評価していただき、その結果として施設と20年間の運営費に係る寄附を得ることができたものと認識している。本ライブラリでは、上記のとおりジェンダー関連に特化した図書資料約2万冊を所蔵し、一般への公開や、ジェンダー研究に関わる講演会、セミナー等を開催している。これは、男女共同参画の推進の観点のみならず、国立大学の運営について社会と連携し、研究成果を社会に還元する好循環のモデルとしても先導的な実績と考えており、この点を踏まえつつ、再度ご審議いただければ幸いである。

<p>【評価項目】</p> <p>2 項目別評価</p> <p>I. 業務運営・財務内容等の状況</p> <p>(4) その他業務運営に関する重要目標</p> <p>【原文】</p> <p>「【評定】 中期計画の達成に向けて順調に進んでいる</p> <p>(理由) 年度計画の記載4事項全てが「年度計画を上回って実施している」又は「年度計画を十分に実施している」と認められるとともに、平成28年度評価において評価委員会が指摘した課題について改善に向けた取組が実施されているほか、<u>下記の状況等を総合的に勘案したことによる。</u></p> <p>平成29年度の実績のうち、下記の事項について課題がある。</p> <p>○毒劇物等の不適切な管理</p> <p>「麻薬及び向精神薬取締法」の規制対象である向精神薬について、<u>創薬科学研究科において向精神薬試験研究施設としての登録されていないにもかかわらず保管・使用を行うなど不適切な管理が行われていたことから、再発防止に向けた組織的な取組を実施することが望まれる。</u>」</p> <p>【申立内容】</p> <p>「I. 業務運営・財務内容等の状況</p> <p>(4) その他業務運営に関する重要目標」における課題事項について再考いただき、【修正文案】の通り変更願いたい。</p> <p>【修正文案】</p> <p>「【評定】 中期計画の達成に向けて順調に進んでいる</p> <p>(理由) 年度計画の記載4事項全てが「年度計画を上回って実施している」又は「年度計画を十分に実施している」と認め</p>	<p>【対応】</p> <p>課題事項の記述は削除しない。</p> <p>ただし、再発防止に向けた取組が既に実施されていること等を踏まえ、記述の一部を以下のとおり修正する。</p> <p>○毒劇物等の不適切な管理</p> <p>「麻薬及び向精神薬取締法」の規制対象である向精神薬について、向精神薬試験研究施設として登録されていないにもかかわらず保管・使用を行うなど不適切な管理が行われていた部局があったことから、再発防止に向けた組織的な取組を引き続き実施することが望まれる。」</p> <p>【理由】</p> <p>本件においては、向精神薬試験研究施設として登録されていないにもかかわらず規制対象である向精神薬を保管・使用していた部局及び登録された場所とは異なる場所で保管・使用している部局があったことを踏まえ、法人に求められる管理体制として法に照らして不適切な状態であったことを課題として指摘しているため。</p>
--	--

られるとともに、平成28年度評価において評価委員会が指摘した課題について改善に向けた取組が実施されていること等を総合的に勘案したことによる。」

【課題の記載が削除されず残る場合は、以下のように一部表現を修正】

平成29年度の実績のうち、下記の事項について課題がある。

○毒劇物等の不適切な管理

「麻薬及び向精神薬取締法」の規制対象である向精神薬について、向精神薬試験研究施設としての登録がされていないにも関わらず保管・使用を行うなど不適切な管理が行われていた部局があったことから、再発防止に向けた組織的な取組を継続し、引き続き適切に管理することが望まれる。」

【理由】

当該事案は、本学が自らの調査により発見し、これを厳粛に受け止めた上で、既に原因・理由の解明、全学的な管理体制の見直しを含む学内対応、対外報告等、組織的な取組について実施済みの事案であり、課題とのご指摘には当たらないものと認識している。

以下、本事案に係る経緯等について、簡潔に示すので、この点を踏まえつつ、少なくとも本事案に対する組織的取組を既に実施していることが明確になる表現に修正するか、あるいは、課題との指摘自体を削除するかを再度ご審議いただければ幸いです。

(1) 学内の組織的、主体的な調査により、「麻薬及び向精神薬取締法」の規制対象である向精神薬を東海北陸厚生局の許可を受けずに所持していた事例を把握。

- | | |
|---|--|
| <p>(2) 厚生労働省東海北陸厚生局麻薬取締部に報告（H29. 4. 28）。</p> <p>(3) 上記麻薬取締部の立入調査を受け、保管、使用において未登録であるという点が違法状態であることを確認。麻薬取締部からの注意及び指導（H29. 5. 10）。</p> <p>(4) 本学の環境安全衛生管理室から該当部局を含む全部局へ、「試験研究に用いる向精神薬の管理体制の見直しについて（通知）」（H29. 9. 5）を発出し、窓口の一本化、定期点検の実施、化学物質管理システムへの登録の徹底等の全学的な体制の見直しを実施。</p> <p>(5) 環境安全衛生管理室が中心となり、向精神薬を含む、許認可が必要な試薬について、2度の全学調査（H29. 9及びH30. 2）により学内全ての場所の徹底調査を実施。加えて、現場確認、違法試薬の購入・保管・使用に関する報告書の作成、見届け試薬に係る再確認、新規申請及び変更届の提出、学内施設への立入調査を実施。</p> <p>(6) 名古屋大学における「試験研究に用いる麻薬・向精神薬・覚せい剤・覚せい剤原料・特定毒物の管理に関する手引き」を新たに作成し、全学へ周知徹底。（H29年度準備、H30. 6月完成）</p> <p>(7) 研究用途の麻薬、向精神薬等の適正な管理、作業の記録等に向け「名古屋大学化学物質等安全管理規定に定める化学物質等に関する申合わせ」の改正を実施（H29年度準備、H30. 6月発議、10月改正）。</p> | |
|---|--|